第１号様式

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

令和　　年　　月　　日

千歳市公営企業管理者　島倉　弘行　様

会社名
申請者　代表者名（受任者名）
電話番号

下記の工事について、制限付一般競争入札参加資格審査を申請します。

記

工事名　　（６）美々汚水中継ポンプ場新設工事（電気）

注意　　この申請は、入札を義務付けるものではありません。

第３号様式

質　　疑　　書

令和　　年　　月　　日

工　事　名　　（６）美々汚水中継ポンプ場新設工事（電気）

千歳市公営企業管理者　島倉　弘行　様

会社名

回　　答　　書

令和　　年　　月　　日

様

千歳市公営企業管理者　島倉　弘行

第５号様式

配置予定技術者経歴書

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td colspan="2">工　　事　　名</td><td colspan="3">（６）美々汚水中継ポンプ場新設工事（電気）</td></tr>
<tr><td colspan="2">監理・主任技術者</td><td colspan="2">氏　名</td><td>経験年数　年</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">最　終　学　歴</td><td>卒業年月</td><td>学　校　名</td><td>専攻科目</td></tr>
<tr><td>年　　月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">法令による資格・免許</td><td>取得年月</td><td>免許等の名称</td><td>取得番号</td></tr>
<tr><td>年　　月</td><td>監理技術者資格（※）</td><td></td></tr>
<tr><td>年　　月</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">申請時における他工事の従事状況等</td><td>他工事の従事</td><td colspan="3">有　・　無</td></tr>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>発 注 者 名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="3">年　　月　　日～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>従 事 役 職</td><td colspan="3">現場代理人・監理技術者・主任技術者</td></tr>
<tr><td>本工事と重複する場合の対応措置</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注１　監理技術者又は、主任技術者の配置予定書をこの様式にて提出すること。

注２　共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

注３　（※）は、資格がある場合に取得年月日等を記載すること。

注４　資格証の写し等を添付すること。

建設工事競争入札心得

（総則）
第１条　千歳市水道局が発注する建設工事の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

（入札の保証）
第２条　入札保証金は、免除します。

（入札）
第３条　入札参加者は、入札書を作成（別紙「入札書の作成方法」を参照）し、封書の上、入札件名、開札日、入札参加者の氏名を表記して郵送または持参しなければなりません。この場合において、入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）を承諾の上、入札しなければなりません。
２　入札参加者は、入札書の提出にあわせ、工事費内訳書を提出しなければなりません。
３　入札参加者は、入札書を一般書留、簡易書留又は持参のいずれかの方法により、あらかじめ指定する日時までに到着するように送付しなければなりません。

（入札の辞退）
第４条　入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
２　入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
⑴　入札執行前にあっては、その旨を文書（様式１）により入札執行者に提出すること。
⑵　入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札執行者に連絡すること。
３　前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取り扱いを行うことはありません。

（公正な入札の確保）
第５条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
２　入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（入札の取りやめ等）
第６条　契約締結専決権者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
２　入札参加者が１以下となったときは、当該入札を中止します。

（入札参加者の代理人）
第７条　持参による入札参加者が代理人（入札参加者が記名押印した入札書を、会社社員等に持参させる場合の使者は含まない。）をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。
２　持参による入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
３　持参による入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。
４　郵送による入札参加者は、代理人をして入札に参加することはできません。入札書の記名押印はかならず代表者名（契約締結権限を支店、営業所等に受任している場合は受任者名）としてください。

（入札書の書換え等の禁止）
第８条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（無効入札）
第９条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
(1)　入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
(2)　入札書の記載金額を加除訂正した入札
(3)　入札書に記名押印がない入札
(4)　１の入札者が同一事項について２以上の入札をしたときの入札
(5)　第３条に規定する入札方法によらない入札
(6)　郵便による入札において、あらかじめ指定した入札書の到達日時までに到達しない入札
(7)　入札に関し不正の行為があった者のした入札
(8)　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(9)　その他入札に関する条件に違反した入札

（入札回数）
第10条　入札回数は、１回とします。

（開札）
第11条　開札は、公告又は通知した場所において、当該入札事務に関係のない職員を立会いのもと開札を行います。

（落札者の決定）
第12条　有効な入札を行った者のうち、予定価格以下の最低価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格以下の最低価格で入札した者を落札者とします。
２　落札者となるべき価格で入札した者が２以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者としない場合）
第13条　開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格以下の最低価格で入札した者を落札者としない場合があります。
(1)　当該申し込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
(2)　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当と認められるとき。
２　前項の規定に該当する入札を行った者は、当該入札に関する調査に協力しなければなりません。
３　第１項の規定に基づき、最低価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格以下で入札した他の者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

（契約の締結）
第14条　落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約締結専決権者の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から７日以内に提出しなければなりません。
２　落札者が当該契約を締結しないときは、当該落札者の見積った契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の１００分の５に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

（契約の保証）
第15条　契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

（前金払）
第16条　前金払の対象となる範囲は、契約金額が２５０万円を超え、かつ工期が５０日以上あり、必要があると認める場合とします。

（異議の申立て）
第17条　入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

別紙　【入札書の作成方法】

提出方法	＜郵送の場合＞ １．入札書用封筒の作成 「件名・法人名・入札書」を記入した封筒に入札書を封函する。（糊付け等で封をする） ２．入札書用封筒を郵送用封筒へ封函する。 入札書用封筒を郵便用封筒に封函する。郵便用封筒には「入札書在中・法人名」を記入し、下記図の位置を入札書に押印する代表者印で封印する。 ３．一般書留又は簡易書留にてご郵送ください。 ※郵送による提出の場合は、郵便事情の影響により到着が遅れる可能性があることから、**入札日当日**までに**「千歳市水道局経営管理課」**までに到着するようお願いいたします。
	＜持参の場合＞ １．入札書用封筒に入札書を封函し、提出。 「件名・法人名・入札書」を記入した封筒に入札書を封函する。（糊付け等で封をする）
注意事項	１．送付先及び提出先は**「千歳市水道局経営管理課」**までお願いします。 ２．内訳書を提出する場合は、入札書用封筒とは別な封筒に封函し、提出してください。 ３．入札日時までに入札書が到達しない場合は、無効となります。 ４．入札書の記載方法、提出方法の詳細は入札心得を確認してください。

＜郵便用封筒・表面＞

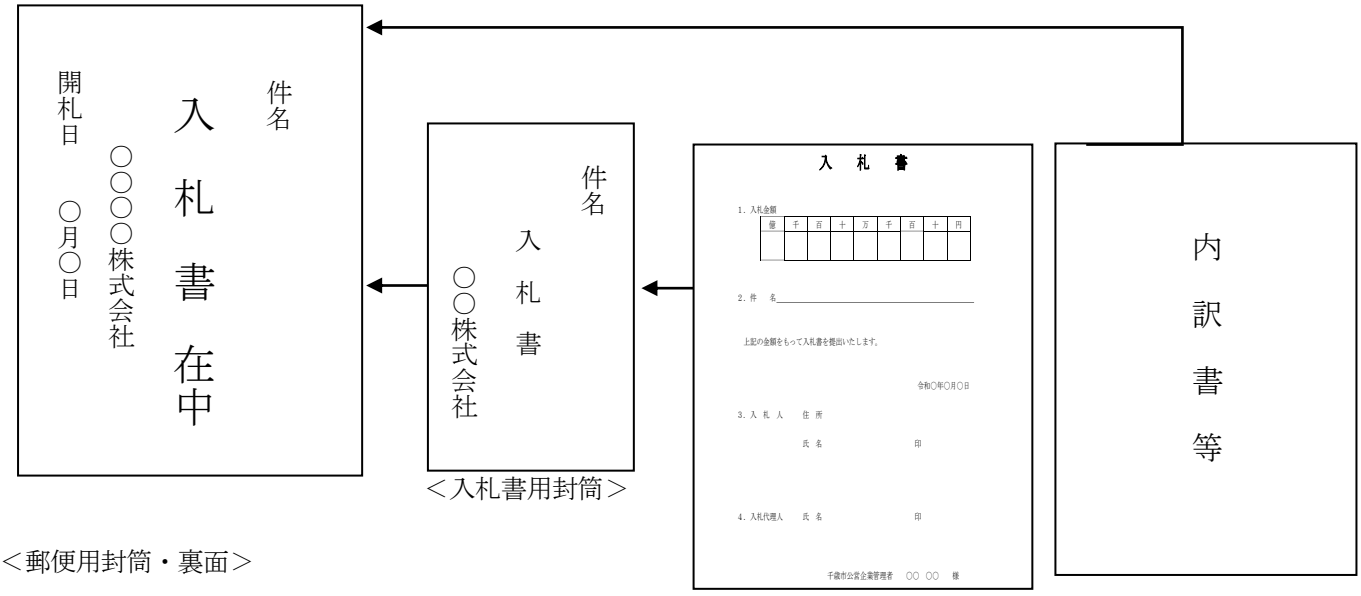

＜入札書用封筒＞

＜郵便用封筒・裏面＞

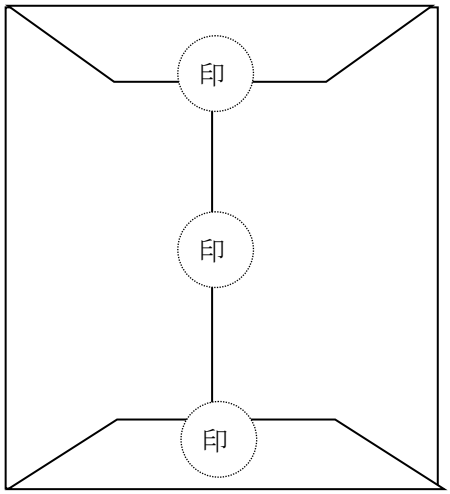

入札書に押印する代表者印で封印してください。なお、封印前に「件名」「入札者の記名捺印」「入札額」「入札日」「宛先」を再度ご確認ください。

別紙１

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしている

５　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

様式１

入札辞退届

令和　　年　　月　　日

千歳市公営企業管理者　島倉　弘行　　様

住　　所

名　　称

代表者氏名

この度の入札については、都合により辞退します。

件名　　（６）美々汚水中継ポンプ場新設工事（電気）

辞退理由

当市の競争入札等に参加される方へ

千歳市水道局経営管理課

入札・見積合わせ参加時の留意事項について

令和４年４月から入札等手続きについて、郵送または持参による手続きとしておりますが、下記の点にご留意ください。
また、入札（見積合わせを除く）に参加される際は別添の入札心得についてもご確認をお願いいたします。

記

１．入札書・見積書の提出について

入札書・見積書の提出は郵送または持参によるものとします。
提出方法は指名通知に同封している入札心得をご確認ください。
持参する場合も必ず入札書を封筒に入れ、表面に入札件名を明記し、封をして提出願います。（持参する場合は二重封筒とする必要はありません。）

※　郵送による入札書の提出は郵便時刻等が遅れる場合もあることから入札日時までに到達するようご手配をお願いいたします。

※　建設工事等において内訳書の提出が必要な場合は、入札書とは別の封筒に入れ、封をして提出願います。

２．入札・見積合わせ結果について

物品購入、業務委託、賃貸借、施設修繕等	電話にて連絡します。
工事、工事に係る設計等	当市ホームページにてご確認ください。

３．一般競争入札(建設工事)における入札参加資格確認申請書の提出について

郵送または持参による提出とします。

４．契約書の受け渡しについて

落札連絡時に確認のうえ、郵送またはご来庁いただいての受け渡しとさせていただきます。

５．入札書の記載誤りについて

水道局の競争入札において、入札書の記載誤りが散見されており、特に応札額の記載誤りにより落札後に契約締結を辞退するケースが立て続けに発生しております。
競争入札に参加される方々におかれましては、入札公告、通知時の配布資料を今一度ご確認いただき、入札書の応札額、件名、日付、入札者、提出先等の記載について念入りに確認を行った上、競争入札にご参加いただきますようお願い申し上げます。

【問合せ】
千歳市水道局経営管理課総務係
〒066-8686　北海道千歳市東雲町３丁目２番地５
Tel：0123-24-3270、Fax：0123-22-8810
E-mail: keieikanri@city.chitose.lg.jp